

## 平成31年4月1日付け組織機構改革実施案がまとまりました

平成31年4月1日付けで行う組織機構改革の実施案がまとまりました。市民に分かりやすい組織体制づくりを基調とし、事業に積極的に取り組む組織体制を構築。新体制のもと、効率的かつ効果的に事務事業を進め、市民サービスのさらなる向上を図ります。

### ■ 平成31年組織機構改革の特徴

#### 1 危機管理室を防災危機管理課に改称

平成23年度に危機管理に特化した組織として危機管理室（課相当）を設置して以降、災害時等における初動体制の確立や防災・防犯にかかわる地域活動の支援を重点的に進めてきたが、近年増大する突発的降雨等に対応するなど、今後も継続的に防災業務等に取り組む必要があることから、同室の名称を防災危機管理課に改めます。

#### 2 生活課に計量検査業務を移管

計量検査に関する業務をにぎわい商業課から生活課消費生活センターに移管し、計量業務と消費生活業務を行います。

#### 3 にぎわい商業課に施設管理係を設置

にぎわい商業課商業振興係の中心市街地活性化等の商業振興業務と市有施設等の施設管理業務について、それぞれの業務のマネジメント体制を強化するため、商業振興係を分割し、施設管理係を設置します。

※詳しくは別添資料をご覧ください

#### 本件に関するお問い合わせ先

#### 行政管理課 行革推進室

電話 内線 / 3537  
直通 / 027-898-6537